42条1項1号の記載見本

・東側…官民境界が確定している場合
・南側…官民境界が確定していない場合

…雲形囲み部分は、記載内容の注釈です。

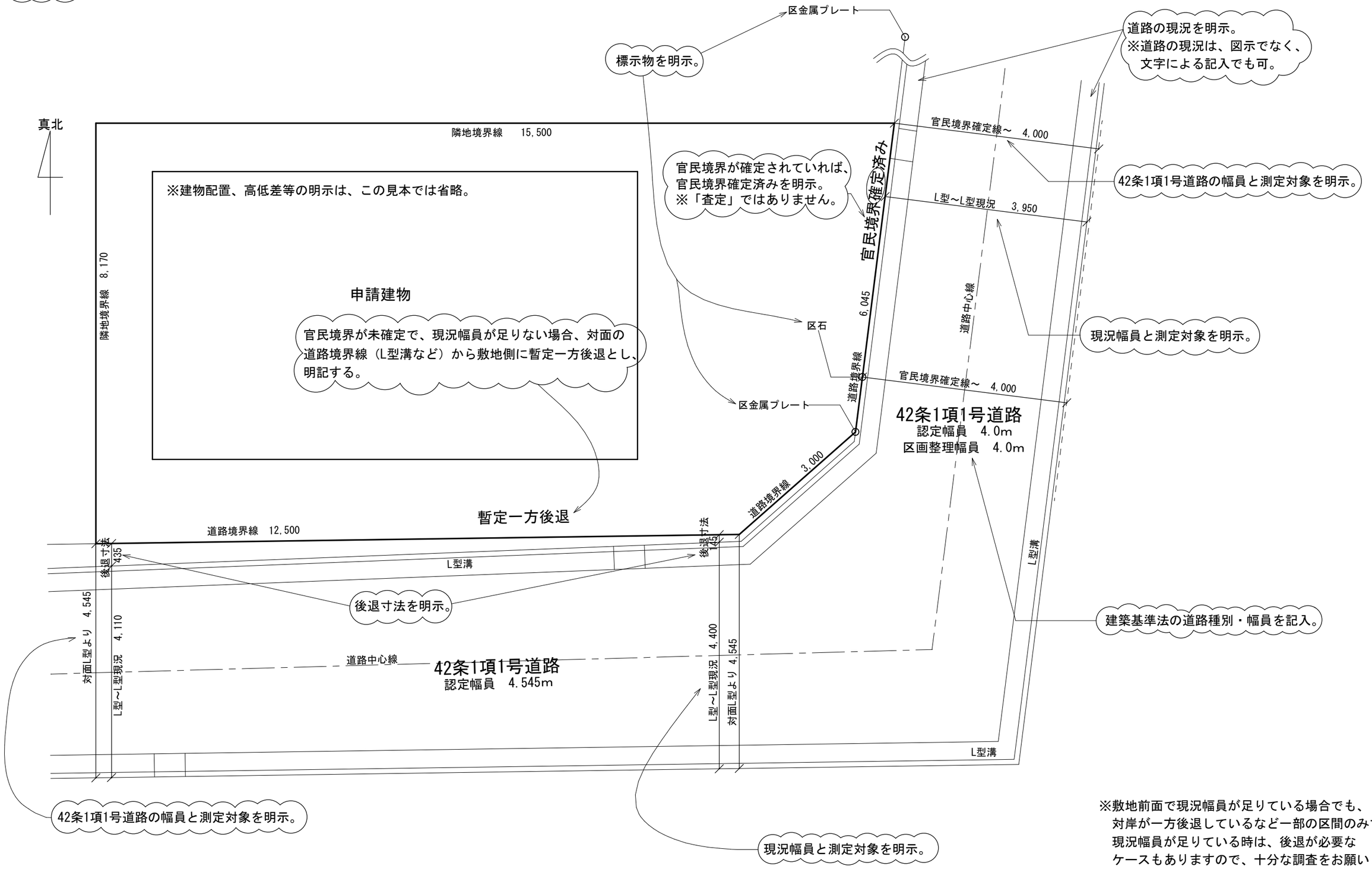

※敷地前面で現況幅員が足りている場合でも、
対岸が一方後退しているなど一部の区間のみで
現況幅員が足りている時は、後退が必要な
ケースもありますので、十分な調査をお願いします。